

検討加速後の国際標準化戦略の策定方針について

平成 22 年 12 月 14 日
知的財産戦略本部企画委員会決定

1. 分野別戦略案の提出に向けて

各「国際標準化特定戦略分野」（分野内項目がある場合は、項目。以下同じ。以下単に「分野」という。）の担当府省は、「国際標準化戦略の策定方針について」（平成 22 年 8 月 25 日企画委員会決定）、「国際標準化戦略の検討加速について」（平成 22 年 10 月 26 日知的財産戦略本部決定）及び総理指示並びに「中間集中討議におけるタスクフォースからの指摘事項」（平成 22 年 11 月 26 日知的財産戦略事務局）を踏まえ、更なる検討を行い、「国際標準化戦略アクションプラン第 1 弾」を確実に履行するとともに、実行可能な内容については直ちに実行に着手する。

担当府省は、上記の検討の結果を集約し、1 月末までに、分野別戦略（国際標準化戦略アクションプラン第 2 弾）案を提出する。

2. 戦略の取りまとめに向けて

国際標準化戦略タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）は、分野別戦略（国際標準化戦略アクションプラン第 2 弾）案の提出後速やかに、最終集中討議により同案を審議する。

担当府省は、審議の結果を踏まえ、直ちに分野別戦略案を見直し、タスクフォースの了承を得る。

タスクフォースは、最終集中討議の結果として、了承した戦略案を当委員会へ提出し、当委員会は、本年度末までに、国際標準化戦略（国際標準化戦略アクションプラン第 2 弾）を取りまとめ、本部へ報告する。